

市への意見・要望（令和3年5・6月分）追加掲載分

受付日	件名	意見・要望の内容	市の回答・対応	担当課
5/19	ごみ収集に関して	<p>ごみ収集に関して質問いたします。</p> <p>私の庭には樹木や花等が植わっており、定期的に業者に剪定をしてもらっています。普段は個人で葉を刈ったり小枝を切ったりしており、生ごみと混ぜて収集日に出しています。</p> <p>確認の為、剪定ごみ等に関して藤井寺市のHPを閲覧したところ、植木の剪定ごみ、草、枯葉などは生ごみとして収集できないので、有料収集がクリーンセンターへの直接搬入（有料）するよう記されています。電話で担当課に問い合わせたところ、剪定ごみ等はすべての家庭から排出されるものではないので、公平性の観点から収集できないとの回答でした。この理由について疑問に感じますので、納得のいく説明を求めます。三分の一程度であれば一般の生ごみと混ぜて出すことは可能ということでしたが、HPには記されておらず周知の点から不十分ではないでしょうか。</p> <p>他の近隣市のHPも見ましたが、植木の剪定ごみ等の収集を不可とした内容は見当たりません。羽曳野市は45?袋2個まで可能とあります。藤井寺市だけが有料収集としている理由について説明を求めます。</p> <p>お忙しいとは存じますがよろしくお願いいたします。</p>	<p>一般家庭ごみの定義として、「すべての家庭から排出されるもの」と評定しています。</p> <p>食品残渣、古紙、古布、小型プラスチック類、靴、鞆、包装紙、ビニール容器、ペットボトル等は、どこの家庭にも存在する生活必需品ですし、不要になった時点でごみとして廃棄されます。しかしながら、剪定枝や刈り草はすべての家から押しなべて排出されるわけではありません。つまり生活ごみとして認定し難いものであるため、排出量に応じた負担の公平化を今も適用しております。</p> <p>それでも庭木は、個人の嗜好による栽植とはいえ、地球環境を保全する緑樹を管理されている付加価値を顧みますと、剪定枝や枯葉、刈草の一定量までの無料収集の可否についても、今後の検討課題として俎上に上げてもいいのではないかと考えています。</p>	環境衛生課
6/4	剪定ごみ等の有料化についての疑問	<p>藤井寺市のHPには、「枝木の剪定くず、草、枯葉などは収集できません。有料収集（予約制）か、柏羽藤クリーンセンターへ直接搬入をご利用ください」と記されています。</p> <p>この有料とする理由として、全ての家庭から排出されるものでなく、生活ごみとして認定し難いため、負担の公平化のためであるという回答でした。この件に関して、令和2年7月の公開されている回答には、剪定ごみ等は臨時ごみとして扱い、平等でないごみは有料収集の対象とするという回答がなされています。例えば、ペットの飼育によるごみ等は生活ごみ、臨時ごみの範疇に入らないのですか？</p> <p>私が問題視するのは、公平化や平等性を理由に剪定ごみ等を有料にしていることです。回答もこの件について求めているのです。</p> <p>他市のHPを引用したのは、藤井寺市の考え方が偏っているのではないかと考えたからです。他市への迎合や追従を促しているわけではありません。</p> <p>幸い、剪定ごみ等の収集に関して、今後の懸案分として励起（提起?）させようと考えておられるようで、是非よろしく願います。</p>	<p>45リットルのごみ袋に、剪定ごみ、刈草ごみのみで満たされている場合は、有料での引き取りとなります。なぜなら、集合住宅や庭に植栽が無い住宅からは、剪定ごみが排出されないからです。ただし観葉植物や鉢植え植物の手入れや廃棄、また自宅周辺の道路や側溝周りの草むしりをされる場合もありますので、20リットル以下程度の植物とその他の生活ごみを袋に混入していただければ、通常収集しております。</p> <p>剪定ごみ等を排出される方々には、処分料が必要な理由をどの方にも須らく説明していますが、容認していただけなかったケースは現在まで0件です。このレギュレーションが適用されてから、もう何十年も経過していますが、些かも矛盾なく整合していると惟っています。</p> <p>市民サービスの拡充については、あらゆる既存の方途の理非曲直について、常に練り直しを検討していますので、どこかの更改のタイミングで、少しでも向上した内容をお届けできるように努めます。</p>	環境衛生課
6/15	剪定ごみ等の処分についての藤井寺市としての見解をお願いします	<p>先日、私の家の前のごみステーションに5軒分8袋が出されていました。梅雨の合間の晴天が続いた週末明けで、2軒のごみ袋の中に、全体の半分ぐらいの刈った芝生が入れてありました。収集できないと言われたので、お聞きしたら剪定ごみが混ざってあるからだと言われました。私の方のバラの花がらや、伸びた枝葉を他のごみと一緒に詰め込んだ2袋についても、剪定ごみを混ぜているということで、収集されませんでした。市に電話でお尋ねしたら、袋の1/2から1/3を他のごみと混ぜるよう言われました。混ぜているのが分からないようにというニュアンスも感じられました。</p>	<p>藤井寺市の規定では、剪定ごみだけが袋に充満していると引き取りません。半分以下程度までですと収集するように促していますが、業者の感度によっては多すぎると判断して、置いて行くことがあります。剪定ごみだけでなく、生活ごみも半分ほど混入していただいている場合であれば、業者が置いて行ったとしても、環境衛生課へお電話くだされば収集に伺います。</p> <p>藤井寺市のごみ収集は、1軒ごとの戸別ではなく数軒単位で纏めていただいた集積場からの収集技術を採用していますので、ごみ排出者の特定が困難であることから、不法投棄の温床にもなりうる欠点があります。このことも剪定ごみの排出制限</p>	環境衛生課

	<p>私の家も、刈った芝生を出された家も、剪定ごみ等以外の家庭ごみは少ないです。敢えて剪定ごみ等を 1/2 から 1/3 にするため、新聞紙や段ボール、燃えるごみにしなくてもよい物まで入れることがあります。</p> <p>こうした現実直面しているため、質問をさせていただいた次第です。</p> <p>『公平化や平等性を理由に、剪定ごみ等は生活ごみではなく臨時ごみである。剪定ごみ等の入った燃えるゴミは、2 袋の範疇であっても有料ごみである。』この藤井寺市の見解は他市には見られません。なぜこのような見解になったのか、また今後、他市のように、1 軒での剪定ごみ等を含めた 2 袋程度の燃えるゴミは収集可能にはならないのか、以上 2 点についてお答えをお願いします。担当者ではなく藤井寺市としての見解をお願いします。</p>	<p>となった素因となっています。</p> <p>市民サービスの拡充については、常に検討しています。戸別収集への変更もアジェンダ上では常連になっています。規定を変更するためには、諸事万端に意を尽くさなければなりませんし、財政的な後ろ楯や十分な周知期間が必要です。また年度変わりや契約更改時などの区切りのいいタイミングが不可欠です。なぜなら、今日決定して明日から変更してしまいますと、剪定ごみの処分料をお支払いされた方々へ申し開きが立ちませんので、拙速な改定は決して行いません。</p> <p>剪定ごみ収集の座標となるこれらの規定は、個人の感想や思い付きではなく、十分に検討してきたうえでの、藤井寺市のオフィシャルとしての規定です。</p>	
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--